



平成30年度

新潟市奨学金募集要項

【専門学校、短期大学、大学】

申請受付期間

平成30年6月11日(月)～7月11日(水)

◆問い合わせ・提出先◆

新潟市教育委員会学務課

〒951-8131

新潟市中央区白山浦1丁目425番地9（新潟市役所白山浦庁舎1号棟2階）

電話：025-226-3168（直通）

FAX：025-230-0500

URL：<http://www.city.niigata.lg.jp>

E-mail：gakumu@city.niigata.lg.jp

平成30年度 新潟市奨学金募集要項【専門学校、短期大学、大学】

1 目的

この奨学金は、修学のために経済的支援が必要な者に対する支援を通して、教育の機会均等を図るとともに、本市の発展に資する有能な人材を育成することを目的としています。

2 申込資格

(1) 本人又は本人の保護者（本人が未成年の場合はその親権を行う者をいいます。本人が成年の場合にあつては父母又はこれに代わる者をいいます。）が市内に住所を有する者

※ 市内に住所を有する者とは、日本国籍を有する者で新潟市に住民登録をしているもの、または永住者の在留資格をもって新潟市に在留する者をいいます。

(2) 心身共に健全で、学業に優れ、かつ、修学のために経済的な支援を行うことが適当であると認められる者

(3) ・専修学校の専門課程（専門学校）に在学する者

・短期大学に在学する者

・大学に在学する者

※ 大学については海外への留学も含みます。対象となるのは、留学先の大学に学費を納入する義務を負って留学する者で、学位取得を目的とするもの、又は在学する大学の許可を受けて留学するものです。

※ 短期大学、大学については、国・公・私立及び昼・夜間の別は問いませんが、短期大学・大学の通信教育部、専攻科、別科、大学の附属施設、放送大学、自治医科大学、産業医科大学、防衛大学校等は対象としません。

3 選考基準

(1) 下記学力基準に該当する者

区 分		学力基準
専門学校 短期大学	1 年生	「高等学校等の全履修科目の成績が平均 3.2 以上(5 段階評価、小数点第 2 位以下切り捨て)」又は「高等学校卒業程度認定試験の合格者」であること
	2 年生 以上	「申請時までの全履修科目の成績の半数以上が良以上又は B 以上の成績」であること
大 学	1 年生	「高等学校等の全履修科目の成績が平均 3.5 以上(5 段階評価、小数点第 2 位以下切り捨て)」又は「高等学校卒業程度認定試験の合格者」であること
	2 年生 以上	「申請時までの全履修科目の成績の半数以上が良以上又は B 以上の成績」であること

(2) 保護者全員の合計所得が、別表第 1（5 ページ参照）の収入基準額以下であること
子（保護者が親権を有する申請者本人を含む就学者及び就学前の子）が 2 人以上いる世帯の場合、所得基準を軽減します。子が 1 人の場合は A 欄の収入基準額、子が 2 人以上の場合は B 欄の収入基準額となります。

※ 離職・疾病・災害等の特別の事由により、申請時点の収入が前年と比較して著しく減少している方は、教育委員会学務課へご相談ください。

4 奨学金貸付額及び採用予定人数

区 分	採用予定人数	貸付額
専 門 学 校	10人	年額400,000円 (無利息)
短 期 大 学	5人	
大 学	80人	

※定員を超過した場合は、世帯の所得などを勘案して採用者を選考します。

5 貸付方法

年2回（4月末、9月末）に分けて、指定口座へ振り込みます。

ただし、採用初年度は9月末に1年分を振り込みます。

6 貸付期間

採用年度から卒業までの最短修学期間とします。

※ これまでにこの奨学金の貸付けを受けている場合、貸付けを受けることができる期間は最長通算9年とします。ただし、同一の学校種での貸付けは1回のみです。

7 提出書類

(1) 「奨学金貸付申請書」(指定様式)

(2) 「奨学生推薦調書」(指定様式)

(3) 「認定所得金額計算書」(指定様式)

(4) 「同意書（住民基本台帳確認用）」(指定様式)

※ 本人及び保護者のうち新潟市に住所を有している方いずれかの同意が必要です。

※ 同意されない場合は「住民票の写し（本籍地の記載不要）」を提出してください。

(5) 「成績証明書」

※ 1年生は、高等学校等の成績証明書（平成30年度に発行された卒業後5年以内のもの。※調査書不可）

※ 2年生以上は、在学する学校の成績証明書

※ 1年生で高等学校卒業程度認定試験合格者については、平成30年度に発行された合格成績証明書（ただし、科目の一部免除を受けた場合は、免除を受けた科目の成績証明書も必要）

(6) 保護者全員の「平成30年度市・県民税課税（所得）証明書」（所得証明書）

※ 無職無収入の場合も必ず提出してください。

※ 新潟市の場合、平成30年度所得証明書は、6月中旬から市税事務所市民税課、税務センター、出張所等の窓口で発行しています。

※ 平成30年1月1日現在、新潟市に住所を有していない場合は、本市で所得確認ができませんので、住所が有った市町村から所得証明書の発行を受け提出してください。

※ 平成29年分の所得の申告をしていない人は、平成30年度所得証明書が発行されませんので、申告をする必要があります。所得の申告については、市税事務所市民税課、税務センターにお問い合わせください。

8 申請受付期間

平成30年6月11日（月） ～ 平成30年7月11日（水）

- ※ 郵送の場合、当日消印有効
- ※ 新潟市社会人奨学金と同時に申請することはできません。
- ※ 提出された申請書類は、返却いたしません。
- ※ やむを得ず必要書類が受付期間内に添付できないときは、教育委員会学務課にご相談ください。

9 奨学生の選考結果の通知

奨学生の選考結果については、8月中旬に保護者住所への郵送により通知します。

- ※ 申請書の記入内容や審査結果について、在学校に確認、通知する場合があります。

10 採用後の手続きについて

選考結果が採用の場合、誓約書等を提出していただきます。（連帯保証人の関係書類の提出がない場合、奨学金を貸し付けることはできません。）

【提出書類】

採用決定後	貸付終了後
・ 誓約書 ・ 連帯保証人の印鑑登録証明書 ・ 連帯保証人の所得証明書 ・ 口座振替申込書	・ 借用証書 ・ 返還明細書

- ※ 上記のほか、必要に応じ関係書類の提出をお願いすることがあります。

* 連帯保証人について

貸付けを受ける場合、連帯保証人が1人必要となります。

連帯保証人は成年で独立の生計を営み、債務を弁済する能力を有している4親等以内の親族（父母等）等とします。

また、採用後の手続きで、実印の押印、印鑑登録証明書の提出などが必要となります。

11 奨学金の返還について

貸付けが終了した月の翌月から起算して8月を経過してから返還が始まります。半年ごとに年2回（7月及び12月）の返還となり、貸付総額によって1回あたりの返還額が決まります。

【例】大学を3月に卒業。大学4年間、総額160万円貸付けの場合

貸付総額	返還回数 (年)	1回あたりの返還額 (初回返還額)	返還開始月
1,600,000 円	24 回 (12 年)	67,000 円 (59,000 円)	卒業した年の12月から

12 奨学金の返還猶予について

奨学生が進学したときや疾病その他特別の理由により奨学金の返還が困難な場合、申請により返還を猶予する制度があります。

13 奨学金の返還特別免除について

専門学校、短期大学、大学、大学院の奨学生が卒業後、以下の【対象者】の①～③全てに該当する場合、申請により返還額の一部を免除する制度があります。

- 【対 象 者】 ① 新潟市に住所を有している者
② 当年度に新潟市の市民税が課税されている者
③ この奨学金の返還及び市税に滞納が無い者

【免 除 額】 当年度に返還すべき額の1／2の額
※ 12月の返還分を免除します。

【通算免除額】 貸付総額の1／4の額（限度額40万円）

【免 除 期 間】 貸付終了後7年を超えない範囲内で、通算免除額に達するまで

14 他の制度との併給について

新潟市奨学金制度は、他の奨学金制度等を利用していても、貸付けを受けることができます。ただし、他の制度が併給を認めていない場合がありますので、ご注意ください。

また、新潟市社会人奨学金制度を利用したことがある場合は、新潟市奨学金制度の貸付けを受けることができません。

15 申請書提出先・問い合わせ先

新潟市教育委員会学務課
〒951-8131
新潟市中央区白山浦1丁目425番地9（新潟市役所白山浦庁舎1号棟2階）
電話：025-226-3168（直通）
FAX：025-230-0500

※ 申請書の提出については、各区教育支援センター（各区役所内）でも受け付けます。

- | | | |
|---------------|--------------------------------|-----------------|
| ・ 北区教育支援センター | 北区葛塚 3197（北区役所 3 階） | 電話 025-387-1525 |
| ・ 東区教育支援センター | 東区下木戸 1-4-1（東区役所 1 階） | 電話 025-250-2180 |
| ・ 中央区教育支援センター | 中央区西堀通 6 番町 866 番地（NEXT21 5 階） | 電話 025-223-7026 |
| ・ 江南区教育支援センター | 江南区泉町 3-4-5（江南区役所 2 階） | 電話 025-382-4903 |
| ・ 秋葉区教育支援センター | 秋葉区程島 2009（秋葉区役所 3 階） | 電話 0250-25-5500 |
| ・ 南区教育支援センター | 南区白根 1235（南区役所 3 階） | 電話 025-372-6635 |
| ・ 西区教育支援センター | 西区寺尾東 3-14-41（西区役所 4 階） | 電話 025-264-7530 |
| ・ 西蒲区教育支援センター | 西蒲区巻甲 2690-1（西蒲区役所 A 棟 2 階） | 電話 0256-72-8560 |

★ 申請書類の様式については、この要項に添付してあるものを使用するか（コピー可）、新潟市（教育委員会学務課）のホームページからダウンロードして記入（データ入力後印刷可）してください。

奨学生所得基準（専門学校、短期大学、大学）

『世帯の「認定所得金額」が、別表第1の「(1)収入基準額」以下であること』

$$(1) \text{収入基準額} \geq \text{認定所得金額} (= (2) \text{所得金額} - (3) \text{特別控除額})$$

※ 「(2) 所得金額」は、保護者ごとに算出した金額を合算します。

(1) 収入基準額

世帯人員及び世帯の子の人数により異なる収入基準額は以下のとおり。

※ ここでの子は、保護者が親権を有する就学者（申請者本人を含む）及び就学前の子

別表第1 収入基準額表

区 分		収入基準額	
		A 世帯の子が1人の場合	B 世帯の子が2人以上の場合
世帯人員	1人	178万円	
	2人	282万円	506万円
	3人	328万円	586万円
	4人	355万円	636万円
	5人	382万円	686万円
	6人	402万円	722万円
	7人	422万円	752万円
	8人	442万円	782万円
		※以下1人増すごとに、20万円を加算	※以下1人増すごとに、30万円を加算

(2) 所得金額

保護者ごとに金銭・物品などの1年間の総収入金額から必要な経費（給与所得の場合は、別表第2に掲げる算式により算出した控除額、給与所得以外の場合は、事業所得においては売上原価と営業経費との合計額、農業所得では、肥料、種苗、動力機の燃料等（収入を得るために実際に消費した分）の購入費の合計額などをいう。）を控除した額を合算した額をいう。

別表第2 給与所得の場合による控除額表

年間給与収入金額	控除額
329万円以下の場合	年間給与収入金額と同額
330万円以上400万円以下の場合	年間給与収入額×0.2+263万円
401万円以上878万円以下の場合	年間給与収入額×0.3+223万円
879万円以上の場合	486万円

※ 給与収入金額は1万円未満切り捨て、控除額は1万円未満四捨五入

※ 2か所以上から収入があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと、1万円未満を切り捨てて所得金額を算出する。

※ 世帯に子（保護者が親権を有する申請者本人を含む就学者及び就学前の子）が2人以上いる場合、算出した控除額を1.1倍し、1万円未満四捨五入した額を控除することができる。ただし、年間給与収入金額の範囲内。

(3) 特別控除額

下記表に掲げる項目で、該当する合計金額を所得金額から控除することができる。

別表第3 特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額				
A 世帯を対象とする控除	(1) 母子・父子世帯であること	49万円				
	(2) 就学者のいる世帯であること ※ 児童・生徒・学生1人あたりの控除額	小学校		8万円		
		中学校等		16万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国公立	28万円	47万円	
			私立	41	60	
		高等専門学校	国公立	36	55	
			私立	60	80	
		大学（短期大学、大学院を含む）	国公立	59	102	
			私立	101	144	
		専修学校	高等課程	国公立	17	27
				私立	37	46
			専門課程	国公立	22	62
				私立	72	112
(3) 障がいのある人のいる世帯であること	障がいのある人1人につき86万円 （障害者手帳の写しなどの証明書類必要）					
(4) 長期療養者のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている金額（証明書類必要） ※ 診療代、治療代、医薬品代等に限る。食費等は対象外					
(5) 主として家計を支えている人が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。 住居費、光熱水費等に限る。（証明書類必要）					
(6) 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材あるいは、生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額（証明書類必要）					
B 本人を対象とする控除	専門学校	国公立・自宅通学		20万円に授業料年額を加えた額		
		国公立・自宅外通学		60万円に授業料年額を加えた額		
		私立・自宅通学		37万円に授業料年額を加えた額		
		私立・自宅外通学		76万円に授業料年額を加えた額		
	短期大学 大学	国公立・自宅通学		28万円に授業料年額を加えた額		
		国公立・自宅外通学		72万円に授業料年額を加えた額		
私立・自宅通学		44万円に授業料年額を加えた額				
私立・自宅外通学		87万円に授業料年額を加えた額				

- ※1 A欄の「(2)就学者のいる世帯であること」による控除は、申請者本人を除く世帯員を対象とする。
- ※2 該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
- ※3 B欄の「授業料年額」とは、在学している学校の申込時における授業料年額とする。（1万円未満切り上げ）
- ※4 子（保護者が親権を有する申請者本人を含む就学者及び就学前の子）が2人を超える世帯の場合、その超える人数につき、B欄の該当する控除額を乗じた額をさらに控除することができる。
- ※5 子（保護者が親権を有する申請者本人を含む就学者及び就学前の子）が2人以上いる世帯の場合、この表に掲げる額に1.1を乗じた額を控除額とする（1万円未満切り上げ）。

申請書の記入例

※ 右ページの注意事項をよくご確認のうえ記入してください。

奨学金貸付申請書

申請者	ふりがな	にいがた たろう		生年月日	※ 昭和・平成		
	氏名	新潟 太郎			11年 8月 1日生 (18歳)		
	現住所	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 電話(自宅) 025-226-XXXX (携帯) 090-XXXX-XXXX					
	在学学校	※ 高等学校・中等教育学校・ 特別支援学校・高等専門学校・ 専修学校(高等課程・専門課程)・ 短期大学・大学・大学院 ※ 国公立・私立 学校名 白山浦					
	最終学歴	※ 国公立・私立 学校名 白山浦高等学校 30年3月 卒業・中退 ※ 昭和・平成					
	これまでに新潟市の奨学金の貸付けを受けたことの有無	※ 無・有 奨学生番号 学校名 貸付期間 年から 年まで 貸付総額 円					
	減免制度・支援金制度の申請等の有無	※ 無・有 に申請中・申請予定・受給中 に申請中・申請予定・受給中					
保護者	氏名	新潟 一郎					
	自宅住所	〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 電話(自宅) 025-226-XXXX (携帯) 090-XXXX-XXXX					
同一生計の家族	就学者を除く家族	続柄	氏名	居所	続柄	氏名	居所
		父	新潟 一郎	※ 自宅・自宅外			※ 自宅・自宅外
		母	新潟 花子	※ 自宅・自宅外			※ 自宅・自宅外
				※ 自宅・自宅外			※ 自宅・自宅外
				※ 自宅・自宅外			※ 自宅・自宅外
	就学者	続柄	氏名	在学学校名		学年	居所
		本人	新潟 太郎	※ 国公立・私立 白山浦大学		1学年	※ 自宅・自宅外
		妹	新潟 さくら	※ 国公立・私立 白山浦高等学校		1学年	※ 自宅・自宅外
		弟	新潟 次郎	※ 国公立・私立 白山浦中学校		2学年	※ 自宅・自宅外
				※ 国公立・私立		学年	※ 自宅・自宅外
大学院	本人の前年の収入の有無		※ 無・有 [定職収入・奨学金・その他()]				
	配偶者の有無	※ 無・有 (氏名 前年の定職収入 無・有)					

注1 ※欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 同一生計の家族欄は、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校、短期大学又は大学に在学している申請者のみ記入してください。

3 大学院欄は、大学院に在学している申請者のみ記入してください。

※ 申請書裏面に奨学金を希望する理由を記入してください。

奨学金希望理由	(生徒又は学生本人が具体的に記入してください。)
	奨学金を希望する理由を申請者本人が具体的に記入してください。

奨学金貸付申請書等記入上の注意

申請書

- ① 申請書は学生本人が記入してください。申請者は学生本人になります。
- ② 申請書の※欄は該当するものを○で囲んでください。
- ③ 「減免制度・支援金制度の申請等の有無」欄には、学費減免制度等の申請（受給）をしている場合、その制度名を記入してください。
- ④ 「同一生計の家族」を記入してください。

「同一生計の家族」とは、同居・別居を問わず、本人と生計を一にする家族をいいます。主に家計を支えている者で勤務地の関係で別居している者、就学又は病気療養等のため一時別居している者、主として扶養している別居の祖父母は同一生計の家族とします。

- ⑤ 「同一生計の家族」欄の続柄は、申請者本人からみた関係を記入してください。
- ⑥ 「同一生計の家族」欄の就学者とは、小学校、中学校（中等教育学校前期課程、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部を含む）、高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校を含む）、短大、大学、大学院、専修学校高等課程、専修学校専門課程に就学している者としします。 ※予備校、各種学校等は含みません。
- ⑦ 申請書裏面の「奨学金希望理由」欄は、奨学金を申し込む理由を具体的に記入してください。
- ⑧ 印鑑は申請者本人と保護者のものと別にしてください。

推薦調書

「奨学生推薦調書」は在学する学校から記入をしてもらってください。
ただし、学籍欄は申請者本人が記入し、学校に確認をしてもらってください。

認定所得金額計算書の記入例

【例】 給与所得世帯で、父（収入 8,907,450 円）、母（2,982,358 円）、本人（国立大学、自宅通学）、妹（私立高校、自宅通学）、弟（中学校）の 5 人世帯の場合

認定所得金額計算書（専門学校、短期大学、大学）

申請者氏名 **新潟 太郎**

1 収入基準額の確認
 ・世帯人員（同一生計の家族） 5 人
 ・子（保護者が親権を有する申請者含む就学者及び就学前の子）が、2 人以上いる世帯ですか ☐ いいえ → 別表第 1 A 欄の基準 ☒ はい → 別表第 1 B 欄の基準

5 ページ 別表第 1 「収入基準額表」を参照

収入基準額 **686** 万円 … a

2 所得金額の計算（保護者の合計）

保護者氏名	続柄	給与所得			給与所得以外
		①年間給与収入金額	②控除額 ※注1	③所得金額 (①-②)	④所得金額
新潟 一郎	父	890 万円	535 万円	355 万円	0 万円
新潟 花子	母	298 万円	298 万円	0 万円	0 万円
保護者の合計 所得金額(③+④)				355 万円 … b	

※注1 ②控除額については、子（保護者が親権を有する申請者含む就学者及び就学前の子）が2人以上いる世帯の場合、1.1倍する。ただし、①年間給与収入金額の範囲内。（1万円未満四捨五入）

5 ページ 別表第 2 「給与所得の場合による控除額」を参照し保護者それぞれの③所得金額を算出

3 特別控除額の計算

A 世帯を対象とする控除

(1) 母子又は父子世帯ですか ☒ いいえ ☐ はい …… → 万円 ⑤

(2) 就学者（申請者除く）のいる世帯ですか ☐ いいえ ☒ はい …… →

就学者氏名	続柄	在学学校名	通学別	特別控除額
新潟 さくら	妹	国公立・私立 白山浦高等学校	自宅 自宅外	41 万円 ⑥
新潟 次郎	弟	国公立・私立 白山浦中学校	自宅 自宅外	16 万円 ⑦
		国公立・私立	自宅・自宅外	万円 ⑧
		国公立・私立	自宅・自宅外	万円 ⑨
		国公立・私立	自宅・自宅外	万円 ⑩

(3) 世帯に障がいのある人はいますか ☒ いいえ ☐ はい …… → 万円 ⑪

(4) 世帯に長期療養中の人や療養を必要とする人はいますか ☒ いいえ ☐ はい …… → 万円 ⑫

(5) 主として家計を支えている人が単身赴任等で別居していますか ☒ いいえ ☐ はい …… → 万円 ⑬

(6) この1年間に火災・風水害又は盗難などの被害を受けましたか ☒ いいえ ☐ はい …… → 万円 ⑭

B-1 本人を対象とする控除

別表第 3 「特別控除額表」の区分 B を参照
 28 万円 + 54 万円（授業料年額を 1 万円未満切り上げ） = 82 万円

申請者氏名	在学学校名	通学別	授業料年額	特別控除額
新潟 太郎	国公立・私立 白山浦大学	自宅 自宅外	54 万円	82 万円 ⑮

B-2 子の人数による控除
 子（保護者が親権を有する申請者含む就学者及び就学前の子）が、3 人以上いる世帯ですか ☐ いいえ ☒ はい …… →

(子の人数 3 人 - 2 人) × ⑮の控除額 82 万円 = ⑯の控除額 82 万円

特別控除額計
(⑤～⑯の合計)※注2 **244** 万円 … c

※注2 c特別控除額計については、子（申請者含む就学者及び就学前の子）が2人以上いる世帯の場合、⑤～⑯の合計を1.1倍する（1万円未満切り上げ）

4 認定所得金額の計算

b 所得金額 355 万円 - c 特別控除額計 244 万円 = d 認定所得金額 111 万円

認定所得金額 **111** 万円 … d

☆ 収入基準額 686 万円 ≥ 認定所得金額 111 万円
 となるため奨学生所得基準を満たします。

認定所得金額計算書記入上の注意

1 収入基準額の確認

- ・ 世帯人員（同一生計の家族）を記入してください。
- ・ 5 ページ別表第 1 「収入基準額表」より、世帯の子（保護者が親権を有する申請者本人を含む就学者及び就学前の子）が 1 人の場合は A 欄、2 人以上の場合は B 欄の世帯人員別の収入基準額を a の欄に記入してください。

2 所得金額の計算

- ・ 保護者（父及び母。母子家庭の場合は母。父子家庭の場合は父。前記以外の場合は後見人。）の所得状況について記入してください。
- ・ 保護者ごとに③及び④の所得金額を算出し、すべて合算し b の欄に記入してください。
- ・ 給与所得の場合は①～③、給与所得以外の場合は④に金額を記入してください。両方の所得がある場合はそれぞれの欄に記入してください。
- ・ 給与所得の場合、①に所得証明書の収入内訳欄（公的年金等含む）の金額を記入してください。 ※1 万円未満切り捨て
- ・ 給与所得の場合、②に 5 ページ別表第 2 「給与所得の場合による控除額表」により算出した控除額を記入してください。 ※1 万円未満四捨五入
- ・ ③には、①年間給与収入金額から②控除額を差し引いた金額を記入してください。
- ・ 給与所得以外の場合、④には所得証明書の所得内訳欄の金額を記入してください。 ※1 万円未満切り捨て

3 特別控除額の計算

- ・ 該当するものに☑をして、「はい」と答えた場合は、6 ページの別表第 3 「特別控除額表」により、それぞれの控除額を記入してください。
- ・ (2)には、申請者本人を除く就学者の氏名、続柄、在学学校名、通学別を記入し、それぞれの控除額を記入してください。
- ・ B の本人を対象とする控除額欄には、申請者の氏名、在学学校名、通学別、授業料年額を記入し、控除額を記入してください。
- ・ c に特別控除額（⑤～⑯の合計額）を記入してください。

【特別控除額の算出に必要な証明書類】

6 ページ別表第 3 「特別控除額表」のうち、証明書類が必要なものは下記のとおりです。

(1) 障がいのある人がいる世帯・・・障害者手帳の写し等

(2) 長期療養者がいる世帯

療養のため経常的に特別な支出をしている金額にかかる直近 3 ヶ月分の領収書等の写し（今後の療養期間に応じて年間の支出金額を算出できるもの。）ただし、診療代、治療代、医薬品等に限ります。食費等は対象になりません。

※ 長期療養者とは、申込現在 6 ヶ月以上にわたる期間療養中、又は療養を必要とする人です。

(3) 主として家計を支えている人が別居している世帯

別居のために特別に支出している金額にかかる直近 3 ヶ月分の領収書等の写し。（今後の必要期間に応じて年間の支出金額を算出できるもの。）ただし、7 1 万円を限度とし、住居費、光熱水道費等に限ります。

(4) 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯

- ・ 被害を受けたことを証明するもの、その他必要と認められるもの
- ・ 修繕費用の領収書等、未修繕の場合は修繕見積書
- ・ 保険や公的支援を受けた場合は、その金額の分かる書類

4 認定所得金額の計算

- ・ b 所得金額から c 特別控除額を差し引いて、d 認定所得金額を算出してください。

収入基準額 ≥ **認定所得金額** であれば、所得については選考基準を満たします。

★ 様式については、この要項に添付してあるものを使用するか（コピー可）、新潟市（教育委員会学務課）のホームページ【<http://www.city.niigata.lg.jp>〈奨学金で検索〉】からダウンロードして記入（データ入力後印刷可）してください。